									(六)		(七)
									釣合おもりの吊り車	かごの戸の開閉機構	かごの枠
									作動時及び復帰時の構成機器の状況		
ロ　非常止め作動時に綱車が空転すること又は空転検知を確認し又は空転検知を示す発光ダイオード、信号等により確認する。 ハ　非常止め作動時にかごを持ち上げ、主索の緩みを確認する。 ニ　スラック式のものにあっては、主索を緩めた後に釣合おもりが動かず、主索が緩んだままであることを確認する。									外観の状況		かごの枠材相互の取付けの状況
									取付けの状況	構成部材の取付けの状況	停電時等の手動開放の状況
									音の状況	摩耗の状況	開閉の状況
									目視、聴診及び触診により確認する。	目視により確認する。	目視及び聴診により確認する。
									テストハンマーによる打検等により確認する。	目視及び触診により確認する。	かごの戸と乗り場の戸のロック機構の係合が外れた位置に停止させ、手動によりかごの戸が開くことを確認する。
									聴診により確認する。	目視により確認する。	テストハンマーによる打検等により確認する。
									異常音があること。	開閉機構が摩耗していることにより、戸の開閉に支障が生じていること。	停電時等にかごの戸が手動により開放できないこと。
									ナットに緩みがあること。	戸の開閉時の異常音又は異常な振動により、戸の開閉に支障が生じていること。	ナットに緩みがあること。
									欠損又はき裂があること。	取付けが堅固でないこと。	
									可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。		
									非常止め作動時に機械装置、調速機、ロープ若しくはスラックロープに損傷があること又は正常に復帰しないこと。		

五　乗り場

(一)																							
押しボタン等及び表示器																							
押しボタン等の取付けの状況																							
目視及び触診により確認する。																							
取付けが堅固でないこと。																							
押しボタン等の作動の状況																							
作動の状況を確認する。																							
押しボタン等が機能しないこと又は操作が円滑に行えないこと。																							
表示器の状況																							
目視により確認する。																							
表示しないこと又は表示が不鮮明であること。																							
破損の状況																							
目視及び触診により確認する。																							
表示部又は押しボタン等が著しく破損していること。																							
(二)																							
非常解錠装置																							
設置及び作動の状況																							
最上階及び最下階にあっては専用の鍵により乗り場から解錠でき、途中階にあってはかご上から装置を操作し、解錠できることを確認する。																							
イ　平成二十年国土交通省告示第千四百四十七号第三号の規定に適合しないこと又は解錠できないこと。																							
ロ　可動部の動きが円滑でないこと又は変形があること。																							
取付けの状況																							
目視及び触診により確認する。																							
取付けが堅固でないこと。																							
(三)																							
乗り場の戸の遮煙構造																							
気密材の状況																							
目視により確認する。																							
劣化、破損等があること。																							
気密材の取付けの状況																							
目視及び触診により確認する。																							
取付けが確実でないこと。																							
停電時の戸閉機能の状況																							
戸開状態において主電源以外による作動の状況を確認する。																							
戸が閉じないこと。																							
火災時の戸閉機能の状況																							
制御器に火災信号を入力し、作動の状況を確認する。																							
戸が閉じないこと。																							
戸閉時間の状況（戸の面積が三平方メートル以内のものに限る。）																							
戸の閉鎖時間を確認する。																							
昭和四十八年建設省告示第二千五百六十三号第一第一号イの規定に適合しないこと。																							
(四)																							
昇降路の壁又は囲いの一部を有しない部分の構造																							
構造及び設置の状況																							
目視により確認する。																							
特殊告示第一第二号の規定に適合しないこと。																							